

# 仙台市ガス局所有地売払実施要領

## (条件付き一般競争入札（郵送方式）)

★受付期間 令和8年1月13日（火）～令和8年2月6日（金）

★入札書等提出期限 令和8年2月20日（金）

★開 札 令和8年2月27日（金）

### 目 次

● 普通財産（土地）の一般競争入札による売却について（概要）	.....	P1
● 物件一覧表	.....	P2
● 一般競争入札実施要領	.....	
0 入札に参加される前に	.....	P3
1 入札参加者の資格	.....	P3
2 入札参加の条件	.....	P3
3 入札参加の申込みに必要な書類	.....	P4
4 申込の受付	.....	P4
5 最低売却価格	.....	P5
6 入札保証金	.....	P5
7 現地説明会日時	.....	P5
8 入札に必要な書類	.....	P5
9 入札書等の提出先及び期限	.....	P6
10 入札書記載時の注意事項	.....	P6
11 開札の日時等	.....	P7
12 入札の中止	.....	P7
13 落札者の決定	.....	P7
14 契約の締結、売買代金の納付等について	.....	P7
15 所有权の移転等	.....	P8
16 契約上の主な特約	.....	P8
● 物件調書・現地案内図・詳細図	.....	P9～P11
● 一般競争入札参加申込書	.....	P12
● 誓約書	.....	P13
● 市税納付状況確認同意書	.....	P14
● ガス料金納付状況確認同意書	.....	P15
● 共同参加申出書兼持分内訳書	.....	P16
● 土地売買契約書（ひな形）	.....	P17～P21
● 郵便入札の概要	.....	P22～P24
● 郵便入札におけるくじによる抽選方法	.....	P25～P26

普通財産（土地）の一般競争入札による売却について（概要）  
入札は郵送方式で行います。この要領をよくご確認いただいたうえでお申し込みください。

①入札参加の申し込み

**令和8年1月13日（火）から令和8年2月6日（金）まで ※必着**

- ・一般競争入札参加申込書、誓約書、市税納付状況確認同意書、ガス料金納付状況確認同意書に身分を証する書類を添えて申し込んでください。
- ・申し込みは、仙台市ガス局財務課へ直接持参するか、書留又は簡易書留による郵送でお願いします。  
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分を除く）の受付となります。
- ・申し込み確認後、参加申込者あて入札書・入札保証金の納入通知書等を郵送いたします。
- ・現地説明会を令和8年1月22日（木）に実施します。



②入札書等の提出

**入札参加証がお手元に届いてから令和8年2月20日（金）まで ※必着**

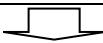
- ・仙台市ガス局財務課へ直接持参するか、書留又は簡易書留による郵送でお願いします。  
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分を除く）の受付となります。
- ・提出の際は、一般競争入札参加証及び入札保証金の領収書の写しを必ず添付してください。



③開札

**令和8年2月27日（金）**

- ・落札出来なかった参加者へは、入札保証金を返還するための「請求書」を提出していただき、指定口座へ返還いたします。



④土地売買契約の締結

**令和8年3月9日（月）までに契約をしていただきます。**

- ・契約締結時に契約保証金を納付していただきます。
- ・契約保証金は入札保証金と同額です。落札者の申出により入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- ・売買契約書のうち、仙台市ガス局保管用の1部に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。



⑤売買代金の支払い

- ・契約締結の後、契約金額から契約保証金として納付した額を差引いた残額を契約日から2か月以内に、仙台市ガス局が発行する納入通知書にて納付していただきます。



⑥所有権移転の登記

- ・所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- ・法務局への登記の手続きは、仙台市ガス局が行います。
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税の納付、住民票の写しの取得は落札者の負担となります。

## 物件一覧表

物件番号	所在地 (街区番号)	地目 (現況)	面積 (m <sup>2</sup> )	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	最 低 売却価格 (円)	現地説明会 日 時	開 札 時
1	仙台市泉区鶴が丘三丁目33番2	宅地	158.28	第一種 低層 住居 専用 地域	50	80	6,590,000	1月22日 (木) 午前10時	2月27日 (金) 午前10時

※ 現地説明会に参加されなくても入札には参加できます。

# 一般競争入札実施要領

## 0 入札に参加される前に

(1) この「仙台市ガス局所有地売払実施要領」をよくお読みください。

①「仙台市ガス局所有地売払実施要領」には、入札日時、入札に参加する手順、落札した場合の契約内容、物件調書など、入札にあたって必要なことが記載されています。

②物件調書(9ページ～11ページ)の記載事項は、調査時点のものであり、現時点で変更されている場合があります。申し込みをされる方は必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。また図面についても現状と異なる場合があります。物件調書の記載事項と現状に差異が生じている場合には現況を優先します。

(2) 売払物件はすべて現況引渡しです。

①売払物件には、仮設物(単管パイプ等)を除く当該物件上のすべての建物(設備等を含む)、工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、木杭、番線、防草シート等)、樹木などを含みます。物件調書と現況に差異が生じている場合は現況を優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行います。

②隣地から売払物件に越境物がある場合や隣地への越境物がある場合についても、現況のままで引渡します。仙台市ガス局は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境が判明した場合も同様です。

③売払物件の埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は原則として行っていません。売払物件の地表及び地下に、建設工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合には、買受人の自己負担で撤去及び処分等を行ってください。土壤汚染対策が必要な場合も同様です。

## 1 入札参加者の資格

(1) 個人及び法人とします。(仙台市在住・在勤は問いません。)

ただし、次に掲げる者は入札参加できません。

- ① 不動産の売買に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けている方
- ② 破産者で復権を得ていない方
- ③ 市有財産の売払いにおいて当選者、落札者及び買受人としての権利を失ったことがある方で、その事実があった日から2年を経過していない方
- ④ 仙台市の市税又は仙台市ガス局のガス料金を滞納している方
- ⑤ 仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日管理者決裁)別表に掲げている措置要件に該当する方

## 2 入札参加の条件

(1) 複数の物件があるときには、それぞれの物件に入札参加することができます。ただし、同一物件に重複する入札参加はできません。

※単独での申し込みと連名による申し込みや連名構成が異なる申し込みでの重複した申し込みはできません。

(2) 2名以上の連名(共有)による入札参加もできます。

※契約は入札参加に申し込まれた方の名義にて行います。単独名義で申し込んだ方が共有名義にて契約することはできません。

### 3 入札参加の申込みに必要な書類（各1通）

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 誓約書
- (3) 身分を証する書類（申込日前1ヶ月以内に発行された原本に限る）
  - ・個人の場合：住民票の写し
  - ・法人の場合：商業登記簿現在事項全部証明書又は商業登記簿履歴事項全部証明書
- (4) 「市税納付状況確認同意書」（同意しない場合は、「市税の滞納がないことの証明書」）
- (5) 共同参加申出書兼持分内訳書（単独での申し込みの場合は不要です。）  
※ 連名で申し込みされる場合に必要となる書類で、共同入札者全員の上記（2）～（3）及び（4）の添付が必要です。
- (6) 仙台市ガス局のお客様の場合は、「ガス料金納付状況確認同意書」（同意しない場合は、過去3ヶ月分の「ガス料金領収書」の写し）  
※ 同時に複数物件を申し込む場合は（2）～（5）は各1通のみで構いません。

### 4 申込の受付

- (1) 受付期間 令和8年1月13日（火）から令和8年2月6日（金）まで

- (2) 申込方法

- ① 上記3の入札参加の申込みに必要な書類を下記まで持参又は郵送してください。

〒983-8513

仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号

仙台市ガス局総務部財務課管財係（仙台市ガス局 幸町庁舎5階）

電話 022（292）7719（直通）

- ② 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。（正午から午後0時45分を除く）
  - ③ 郵送の場合は、書留又は簡易書留にてお送りください。受付期間最終日必着となります。
- (3) 一般競争入札参加証の交付
  - ① 申し込まれた方の入札への参加を認めるときは、「一般競争入札参加証」を後日郵送します。（連名で申し込まれた場合には、代表者の方へ郵送します。）  
※申し込まれた方で「一般競争入札参加証」が令和8年2月13日（金）までに届いていない方は、至急、ガス局総務部財務課管財係までご連絡ください。
  - ② 「一般競争入札参加証」は、入札書を提出する際に必要となりますので、大切に保管してください。
  - ③ 「一般競争入札参加証」と入札保証金の「納入通知書」が届いた後に入札を辞退される場合は、電話でのご連絡と上記書類のご返却をお願いいたします。

## 5 最低売却価格

物件番号	所在地	最低売却価格
1	仙台市泉区鶴が丘三丁目33番2	6,590,000 円

## 6 入札保証金

物件番号	所在地	入札保証金
1	仙台市泉区鶴が丘三丁目33番2	329,500 円

- (1) 入札に参加するには、事前に入札保証金を納付していただく必要がありますので、入札書等を郵送する日までに仙台市ガス局が「一般競争入札参加証」と併せて送付する「納入通知書」により、ゆうちょ銀行を除く仙台市ガス局指定金融機関等の窓口で納付してください。
- (2) 入札に参加しなかった場合や落札者以外の納付済みの入札保証金は、落札決定後に、入札保証金の還付のための「請求書」を提出していただき、指定の銀行口座へ返還いたします。(返還の時期は、ご請求をいただいたてから2~3週間程度かかる見込みです。なお、利息は付しません。)
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還しません。

## 7 現地説明会日時

物件番号	所在地	現地説明会日時
1	仙台市鶴が丘三丁目 33 番 2	令和 8 年 1 月 22 日 (木) 午前 10 時 00 分開始

※ 現地説明会は事前申込制とします。参加ご希望の方は令和8年1月21日(水)午後5時までに下記までご連絡ください。

※ 現地説明会に出席されなくとも入札に参加することはできますが、契約締結後に現地での引渡しは行いませんので、できるだけご参加ください。

連絡先：仙台市ガス局総務部財務課管財係 電話：022（292）7719（直通）

## 8 入札に必要な書類（各1通）

- (1) 入札書
- (2) 一般競争入札参加証(写し可)
- (3) 入札保証金の領収書（銀行等の出納印があるもの）の写し ※原本不可  
※紛失等で納入を確認できない場合、入札に参加できませんのでご注意願います。
- (4) 請求書（ガス局からお送りする様式に必要事項記入したもの）  
※入札保証金の還付（「6 入札保証金」(2)参照）を受けるときに必要です。

## 9 入札書等の提出先及び期限

### (1) 提出期限

**令和8年2月20日（金）※必着**

### (2) 申込方法

- ① 8 入札に必要な書類 に記載の書類を、下記の住所まで持参又は郵送してください。

〒 983-8513 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号

仙台市ガス局総務部財務課管財係(仙台市ガス局幸町庁舎 5階)

電話 022(292)7719 (直通)

- ② 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。(正午から午後0時45分までは除く)

- ③ 郵送の場合は、書留又は簡易書留で郵送してください。

### (3) 注意事項

#### ① 二重封筒を用いてください

中封筒には、物件ごとに入札書を入れて封印し、その表側に、入札参加者氏名、住所又は所在地、物件番号及び開札日を記載してください。

外封筒には、中封筒のほか、一般競争入札参加証(写し可)、入札保証金の領収書の写し(原本不可)及び入札保証金還付のための請求書を入れてください。

- ② 外封筒には入札件名(仙台市ガス局所有地売払い)、開札日及び入札書在中の旨を朱書きするとともに、裏側又は表側下部に入札参加者氏名、住所又は所在地を記載してください。

- ③ 複数物件の入札に参加する場合、中封筒は物件ごとに作成していただく必要がありますが、郵送用の外封筒は1通とし、すべてを同封してください。

## 10 入札書記載時の注意事項

- (1) 入札書の書換え、引換え、撤回はできません。

- (2) 入札は所定の入札書を使用してください。

- (3) 入札にはボールペンなどで、住所・氏名・入札金額をはっきりと記入し、押印して封筒に入れてください。

- (4) 入札金額はアラビア数字で記入し、数字の頭に¥マークを記入してください。

- (5) 次に掲げる事項に該当する入札は無効になります。

- ① 入札参加の資格がなくて入札したとき。

- ② 入札書に記名押印のないとき、入札額を訂正したとき、または記載事項について判読できないとき。

- ③ 同一の入札者が一の入札について2以上の入札をしたとき。

- ④ 入札者が協定して入札したと認められるとき。

- ⑤ 別の物件が記載された入札書を使用したとき(同一日に複数の入札を行う場合)

- ⑥ その他、入札に際し不正行為があったとき。

## 1 1 開札日時

(1) 令和8年2月27日(金)

物件番号	所在地	開札日時
1	仙台市泉区鶴が丘三丁目 33 番 2	令和 8 年 2 月 27 日(金) 午前 10 時 00 分

- (2) 場所 仙台市宮城野区幸町五丁目 13 番 1 号仙台市ガス局 幸町庁舎 3 階入札室  
(3) 開札にあたっては、入札事務担当者を含めた複数人の職員が立ち会います。  
(4) 開札の立会い(入札室への入場)は任意ですが、入場には入札保証金の領収書の原本を確認させていただきます。お持ちでない場合は入場できません。

## 1 2 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期する場合があります。  
(2) 入札を中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、仙台市ガス局は補償の責めを負いません。

## 1 3 落札者の決定

- (1) 最低売却価格以上で、最高価格の入札をした方を落札者とします。  
(2) 落札となるべき同一価格の入札者が 2 者以上いる場合には、別紙の通りくじ引きで落札者を決定します。  
(3) 落札結果の通知については、以下のとおりとします。  
① 落札者については、落札決定後、速やかに電話等で連絡いたします。  
② 結果については、後日、仙台市ガス局ホームページで入札者数、落札者(法人の場合)及び落札価格のみ公表します。

## 1 4 契約の締結、売買代金の納付等について

- (1) 落札者決定後、当課より落札者に契約手続等の説明を行います。  
(2) 落札者には、令和8年3月9日(金)までに契約を締結していただきます。期限までに契約を締結しない場合には、その落札は失効します。  
(3) 契約には、契約保証金の納付が必要ですが、落札者からの申し出により入札保証金を契約保証金として充当することができます。契約保証金は入札保証金と同額です。  
(4) 契約締結後、売買代金から契約保証金として納付した額を差し引いた金額を、契約日から2か月以内に納付していただきます。納付にあたっては、仙台市ガス局が発行する納入通知書にて納付していただきます。  
(5) 落札者が契約を履行しないときには、契約保証金は返還しません。  
(6) 契約締結の際には、契約書に添付する収入印紙及び印鑑証明書は、落札者の負担にて準備いただきます。

## **15 所有权の移転等**

- (1) 売買代金を完納したときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。
- (2) 土地の引渡しは、現況引渡しとなります。
- (3) 所有権移転登記の嘱託は仙台市ガス局が行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税及び住民票の写し(法人の場合は商業登記簿現在事項全部証明書または商業登記簿履歴事項全部証明書)の取得は落札者の負担となります。

## **16 契約上の主な特約**

- (1) 売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

### **①公序良俗に関する利用について**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること、または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する業の用に供することはできません。また、第三者をして当該業の用に供させることはできません。第三者に所有権を移転させる場合であっても同様です。

この特約は契約締結の日から起算して5年を経過する日までの期間について、特約として定めるものとします。

### **②都市ガスの利用について**

本件土地に住居又は事業用の建物を建築する場合、仙台市ガス局が供給する都市ガスを使用することとします。

- (2) 上記①、②の特約に違反した場合は、以下の金額を仙台市ガス局に支払っていただきます。

- ①公序良俗に関する利用について：違約金として売買代金の3割
- ②都市ガスの利用について：違約金として売買代金の0.5割

- (3) 契約締結後に、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

ただし、消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者の場合は、引渡しの日から2年間はこの限りではありません。

物 件 調 書

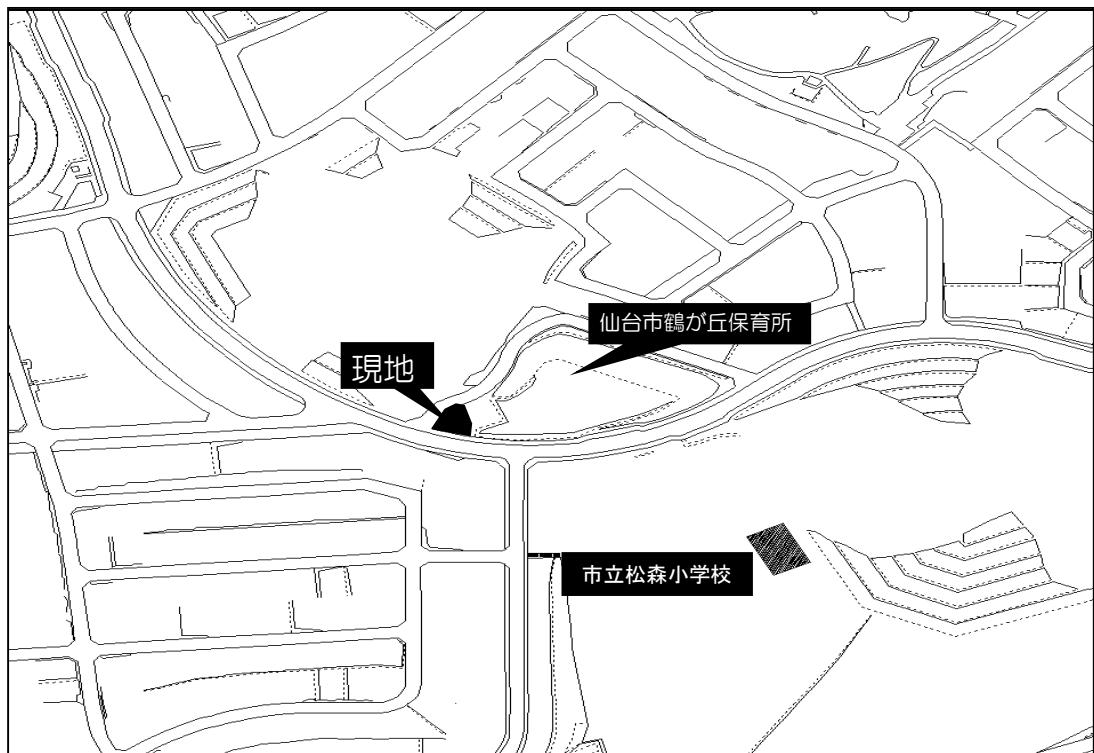
現 地 案 内 図

詳 細 図

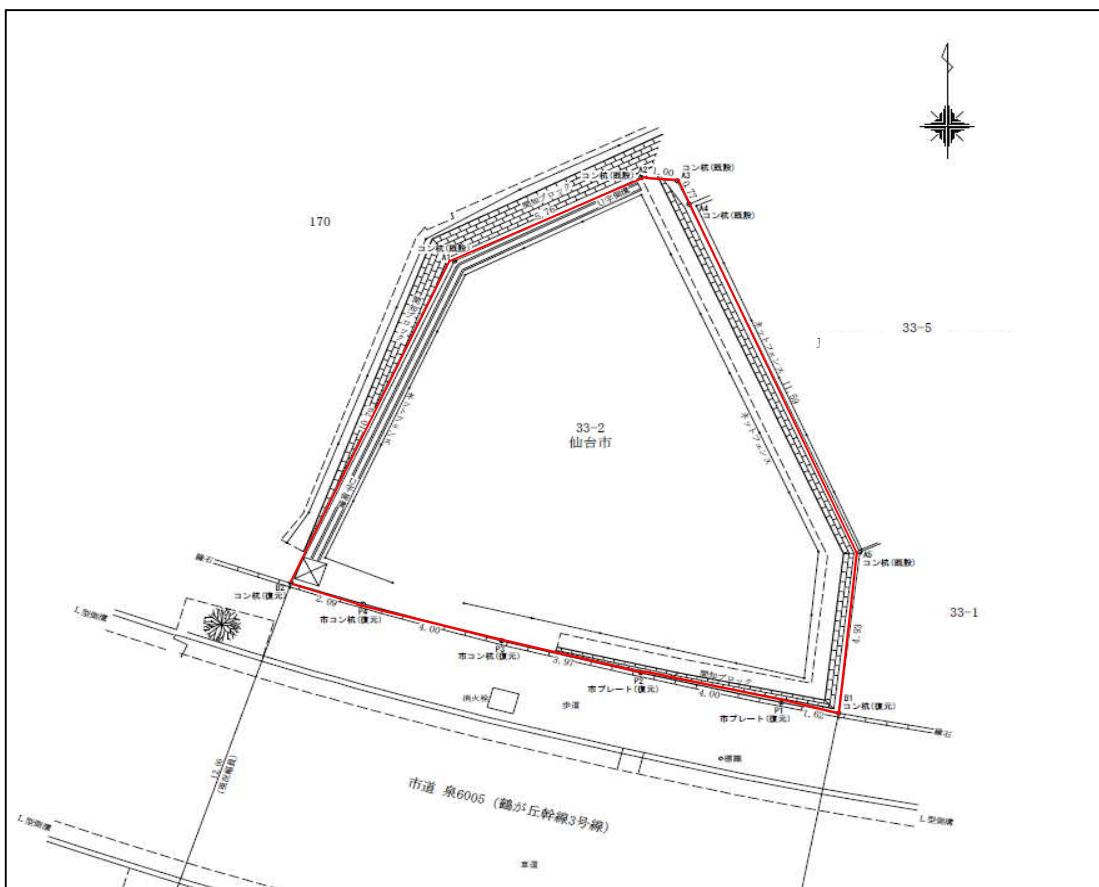
# 物 件 調 書

物件番号	1					
所在地	地 番	仙台市泉区鶴が丘三丁目33番2				
面 積 (m <sup>2</sup> )	登 記 簿	158 . 22m <sup>2</sup>	地 目	登 記 簿 宅地		
	実 測	158 . 28m <sup>2</sup>		現 況 宅地		
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画区域	市 街 化 区 域				
	用 途 地 域	第一種低層住居専用地域				
	建 べ い 率	50 %	容 積 率	80 %		
	高 度 地 区	第1種高度地区				
	防 火 指 定	なし				
	その他の (主たるもの)	宅地造成及び特定盛土等規制法上、宅地造成工事規制区域 土砂災害防止法上、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) 屋外広告物条例:禁止地域、景観計画区域ゾーン区分:郊外住宅地ゾーン 立地の適正化計画:居住誘導区域				
道 路 等 の 状 況	南側が幅員約12m(両側歩道付)舗装市道鶴が丘幹線3号線(建築基準法上、第42条1項1号道路)に概ね等高乃至約1.2m高く接面している。					
供 給 处 理 施 設 の 状 況	電 気	南側市道 電柱有	東北電力ネットワーク(株)			
	水 道	南側市道 配管有	仙台市水道局			
	下 水 道	南側市道 配管有	仙台市建設局			
	ガ ス	南側市道 配管有	仙台市ガス局			
※引込費用等の自己負担分に関しては、担当部局にご確認願います。						
交 通 関 機	地下鉄南北線「泉中央」駅から東へ約4.4km(道路距離)					
公 施 共 設	区 役 所	泉区役所	西 約4.4km(道路距離)			
	小 学 校	松森小学校	南東 約80m(道路距離)			
	中 学 校	鶴が丘中学校	南東 約600m(道路距離)			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地は現況での引き渡しとし、敷地内の工作物及び立木等の撤去費用等について買主の負担で撤去するものとし、仙台市ガス局は負担しません。</li> <li>・間口約15.7m、奥行最長約14.7mの不整形地</li> <li>・当該地内北側から西側にあるU字側溝の取り扱いについては、道路管理者(担当:泉区建設部道路課)と協議の上、施工するようお願いします。</li> <li>・架線等近接工事になること及び北東側隣接地所有のコンクリート基礎約0.2m<sup>2</sup>程当該地内に越境しているため、東北電力(株)と協議の上、施工するようお願いします。</li> <li>・土砂災害防止法上、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)[画地北側(約55%)が指定]箇所番号: I - 人 - 0462【平成31年3月29日告示、宮城県告示第325号】尚、北端部が上記の土砂災害特別計画区域(レッドゾーン)に接しています。</li> <li>・北側画地が66,000Vの高圧線下地となっています。</li> <li>・当該地内から埋設物等が出た場合は、買主の負担で撤去するものとします。</li> <li>・地下埋設物、地盤調査及び地質調査は行っておりません。</li> <li>・当該土地に設置している仮設物については、引渡しの際に撤去します。</li> <li>・契約締結後に、売買物件に数量、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。</li> </ul> <p>ただし、消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者の場合は、引渡しの日から2年間はこの限りではありません。</p>					

## 現地案内図(物件番号1)



## 詳細図(物件番号1)



※	受付番号	—
---	------	---

## 一般競争入札参加申込書

仙台市ガス事業管理者様

下記のガス局財産の売払いに係る一般競争入札に参加したいので申し込みます。

令和 年 月 日

住 所  
(法人の所在地)

氏 名 印  
(法人名及び代表者名)  
電 話 ( )

記

### 1. 入札参加希望物件

(1) 物 件 番 号 1

(2) 物件の所在 仙台市泉区鶴が丘三丁目33番2

2. 参加証の送付先 (申請者と異なる場合のみ、記入してください)

郵便番号

住 所

氏 名

(注1) 住民票の写し(個人)又は、商業登記簿現在事項全部証明書(法人)、  
誓約書、市税納付状況確認同意書及びガス料金納付状況確認同意書を添付してください。

(注2) ※内は記入しないでください。

## 誓 約 書

私は、仙台市ガス局が実施するガス局財産の売払いに応募するにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 不動産の売買にかかる契約を締結する能力について、法令上の制限を受けておりません。
- 2 過去2年間、仙台市が実施した市有財産の売払いについて、当選者、落札者及び買受人としての地位を失ったことはありません。
- 3 仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日管理者決裁)別表各号に掲げている措置要件に該当するものではありません。なお上記を証するため説明を求められた場合は誠実に対応します。
- 4 ガス局財産の売払いについて、売払物件、一般競争入札、公開公簿抽選又は常時公募等の説明等すべて承知のうえ応募しますので、後日これらの事柄について仙台市ガス局に対し異議、苦情を申し立てません。

令 和 年 月 日

仙台市ガス事業管理者

申込者氏名又は 名称・代表者氏名	
	印

# 市税納付状況確認同意書

令和 年 月 日

仙台市ガス事業管理者 様

住 所  
(法人の所在地)  
氏 名  
(法人名及び代表者名)  
生年月日 昭・平 年 月 日  
(法人の場合は法人番号)  
電 話 ( )

私は、私の仙台市市税納付状況を仙台市ガス事業管理者が閲覧・確認することに

同意します (フリカヽナ: )  
(氏名自署: )

同意しません

- ※ 該当するものを○で囲んでください。同意される場合には、( ) 内に氏名を自署してください。法人名義での参加申込の場合は自署は不要です。
- ※ 同意しない場合について  
市税の課税の有無にかかわらず区役所、総合支所納税担当課において「市税の滞納がないことの証明書」(一通300円の手数料が必要です)の交付を受けたうえでガス局財務課に提出してください。
- ※ 「市税の滞納がないことの証明書」の交付について  
市税を納付してから10日以内の場合には納付状況を確認できないことがあるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事がわかる書類をお持ちください。法人市民税・事業所税の場合には申告書の控えもお持ちください。

## ガス料金納付状況確認同意書

令和 年 月 日

仙台市ガス事業管理者様

住 所  
(法人の所在地)  
氏 名  
(法人名及び代表者名)  
電 話 ( )

私は、私の仙台市ガス局のガス料金納付状況を仙台市ガス事業管理者が閲覧・確認することに

同意します (フリカヽナ : )  
(氏名自署 : )

同意しません

- ※ 該当するものを○で囲んでください。同意される場合には、( ) 内に氏名を自署してください。法人名義での参加申込の場合は自署は不要です。
- ※ 同意しない場合について  
仙台市ガス局がご請求したガス料金の領収書(3ヶ月分)のコピーをガス局財務課に提出してください。
- ※ 仙台市ガス局のお客様でない場合には提出不要です。

共同参加申出書兼持分内訳書

仙台市ガス事業管理者様

令和 年 月 日

仙台市ガス局が行う所有地の売り払いに下記の内容で共同して参加することを申し出ます。

この売払いに係る手続きは代表者に委任し代表者名で行うことを申し出ます。

[参加物件の表示]

売却区分番号	入札保証金	物件の所在

[共同入札参加者及び落札後の持分]

代表者	氏名	持分
	住所	

共同 入札者	氏名	持分
	住所	
共同 入札者	氏名	持分
	住所	
共同 入札者	氏名	持分
	住所	
共同 入札者	氏名	持分
	住所	

[添付書類] (各人各1通 住民票等の証明書は発行日から1カ月以内のものに限る)

- ・住民票の写し (法人の場合は商業登記簿現在事項全部証明書又は商業登記簿履歴事項全部証明書)
- ・誓約書 ・市税納付状況確認同意書 ・ガス料金納付状況確認同意書

※ 単独で申込される方は提出不要です。代表者は参加申込書の添付書類と重複するものは不要です。

※ 連絡先は日中連絡がとれる電話番号を記載して下さい。

※ 契約の相手方となった場合、記載された持分割合で契約となります。

# 土 地 売 買 契 約 書 (ひな形)

仙台市ガス局（以下「甲」という。）と、落 札 者 名（以下「乙」という。）とは土地の売買に関し、下記条項により土地売買契約を締結する。

## （売買物件）

第1条 甲が乙に売払う物件は後記記載の土地とする。

## （売買代金）

第2条 売買代金は、落札金額 円とする。

## （契約保証金）

第3条 この契約の締結に際し、乙が契約保証金として甲に支払った金 契約保証金 円は、次条に定める額の代金を乙が甲に支払ったときに、売買代金に充当する。

2 前項の契約保証金は、第14条第4項又は第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 契約保証金には利息を付さない。

4 乙が次条に定める額の代金を甲に支払わなかったときは、契約保証金は返還しない。

## （代金の支払い）

第4条 乙は、甲の発行する納入通知書により、売買代金のうち契約保証金を除いた金（落札金額－契約保証金）円を、（契約日から2か月後）までに甲に支払うものとする。

## （遅延損害金）

第5条 乙は、前条の代金を納付期限までに支払わないときは、納付期限の翌日から遅延日数に応じ、当該金額（その額に千円未満の端数があるとき又はその全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）に民法（明治29年4月 27日法律第89号）第404条に規定する利率の割合で計算した金額を遅延損害金（その額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）として、甲に支払わなければならない。

## （所有権の移転及び登記）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）を完納した時、乙に移転するものとする。

2 前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、甲は、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条第1項の規定により所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

2 乙は、前条の引き渡しを受けた後、売買物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(費用の負担)

第8条 売買物件の所有権移転の嘱託に必要な費用は甲が負担するものとし、その他一切の費用は乙が負担するものとする。

2 この契約の締結に必要な印紙税及び売買物件の所有権移転登記に必要な登録免許税は、乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から第7条第1項に定める引渡しの時までの間に、売買物件が乙の責めに帰すことのできない理由により滅失又はき損したときは、乙は甲に対して売買代金の減免を請求できるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結の後に、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除若しくは追完請求をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合は、第7条に定める引渡しの日から2年間はこの限りではない。

(使用の制限)

第11条 乙は、この契約の締結の日から（契約日から5年）（以下「指定期日」という。）までの間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業等及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

2 乙は、指定期日までの間、第三者をして売買物件を前項に掲げる用に供させてはならない。第三者に所有権を移転する場合であっても同様とする。

3 乙は、この契約の締結後、売買物件に住居または事業用の建物を建築するときは、甲が供給する都市ガスを使用すること。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を確認するため、隨時に実地調査し、又は乙に報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条第1項及び第2項に定める義務に違反したときは、違約金として、金 落札金額の3割 円を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第11条第3項に定める義務に違反したときは、違約金として、金 落札金額の0.5割 円を甲に支払わなければならない。

3 第1項及び第2項の違約金は、次条第4項又は第17条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第11条に定める義務に違反したとき、又は乙が仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日管理者決裁)別表に掲げている措置要件に該当する者であると認められるときは、前項の規定に関わらず、何らの催告も要せず、本契約を解除することができる。

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合には、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第15条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

3 乙は、この契約が解除された場合において、この契約の締結のために乙が負担した費用の返還を甲に請求しないものとする。

4 乙は、この契約が解除された場合において、土地に支出した必要経費、有益費その他の費用があっても、これを請求しないものとする。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならぬ。

(損害賠償)

第17条 乙が、本契約に定める義務を履行しないために、甲に対し損害を与えたときは、その損害に相当する金額を支払うものとする。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関し疑義あるときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号  
仙台市ガス局

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹  
(担当:ガス局総務部財務課)

乙 住所

氏名

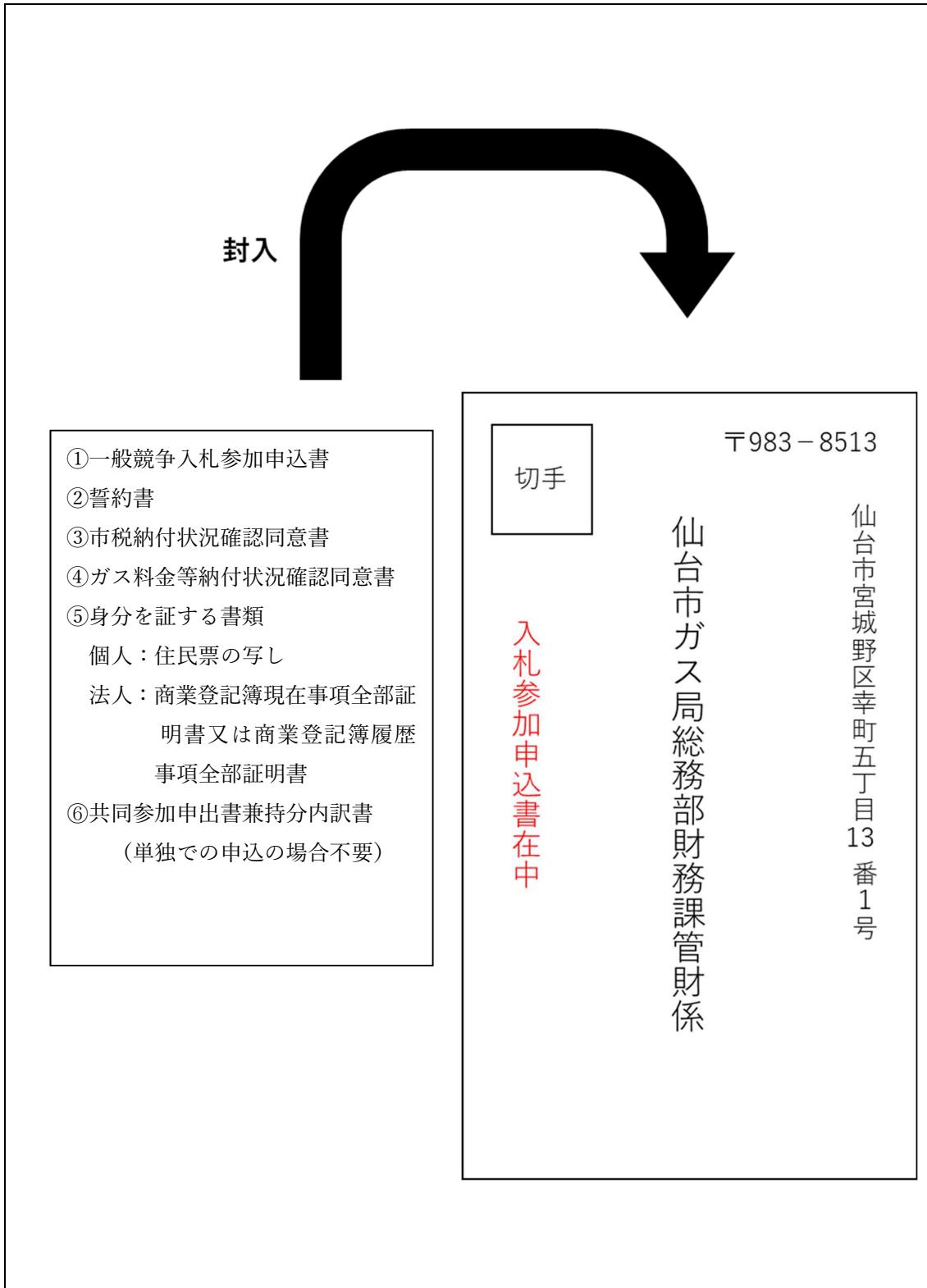
## 記

## 売買物件の表示

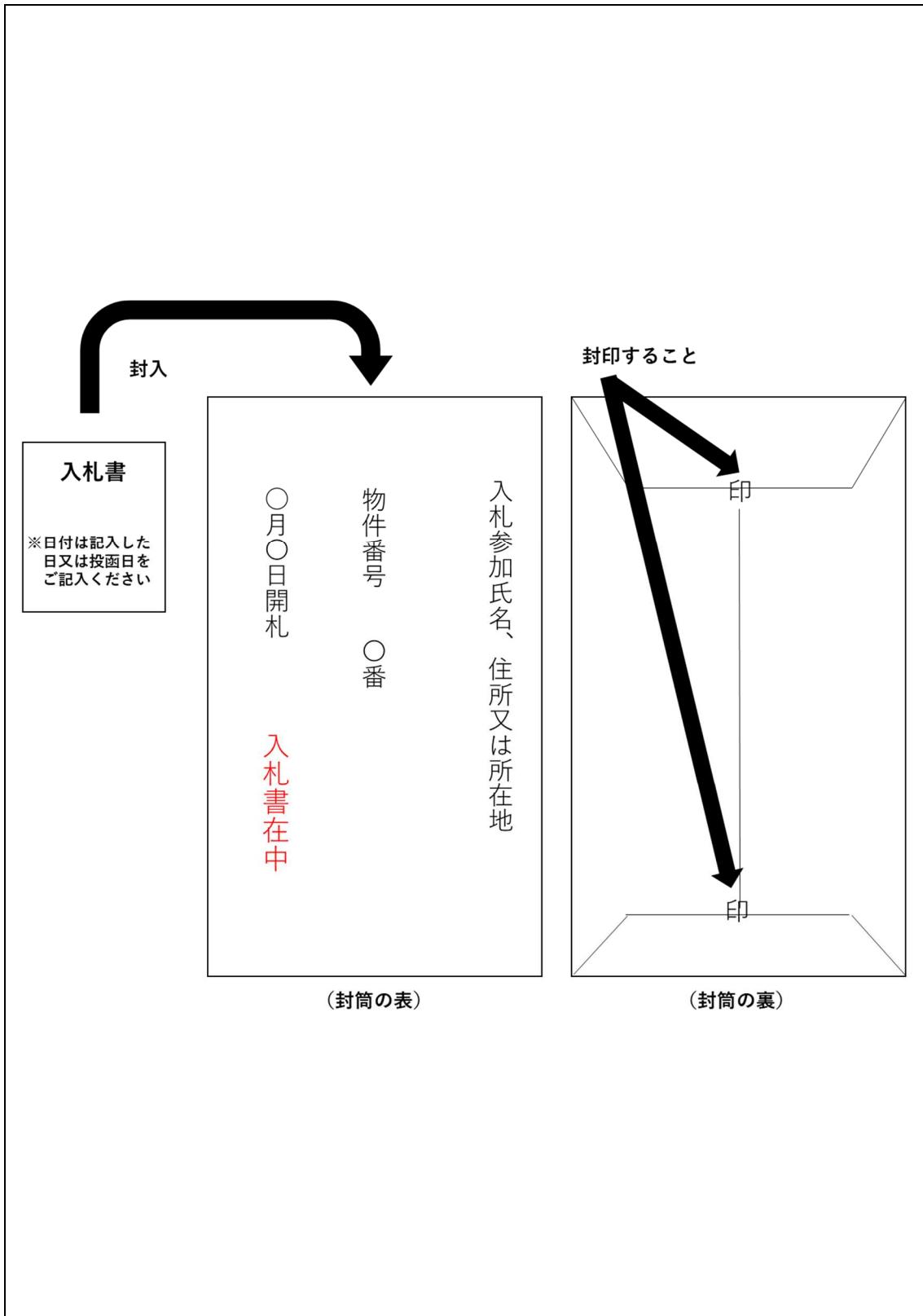
物件番号								
所在 地								
地目・ 面積 (m <sup>2</sup> )	地番	登記地目	現況地目	登記面積	実測面積			
法令等に 基づく制限	都市計画区域							
	用途 地域							
	建 ぺ い 率							
	容 積 率							
	高 度 地 区							
	防 火 指 定							
	そ の 他 (主たるもの)							
道路等 の状況								
供給処理 施設の状況	電 気							
	水 道							
	下水道							
	ガ ス							
	※引き込み費用等の自己負担分に関しては、担当部局にご確認願います。							
交通機関								
公共施設	区役所							
	小学校							
	中学校							
その他								

## 郵便入札の概要

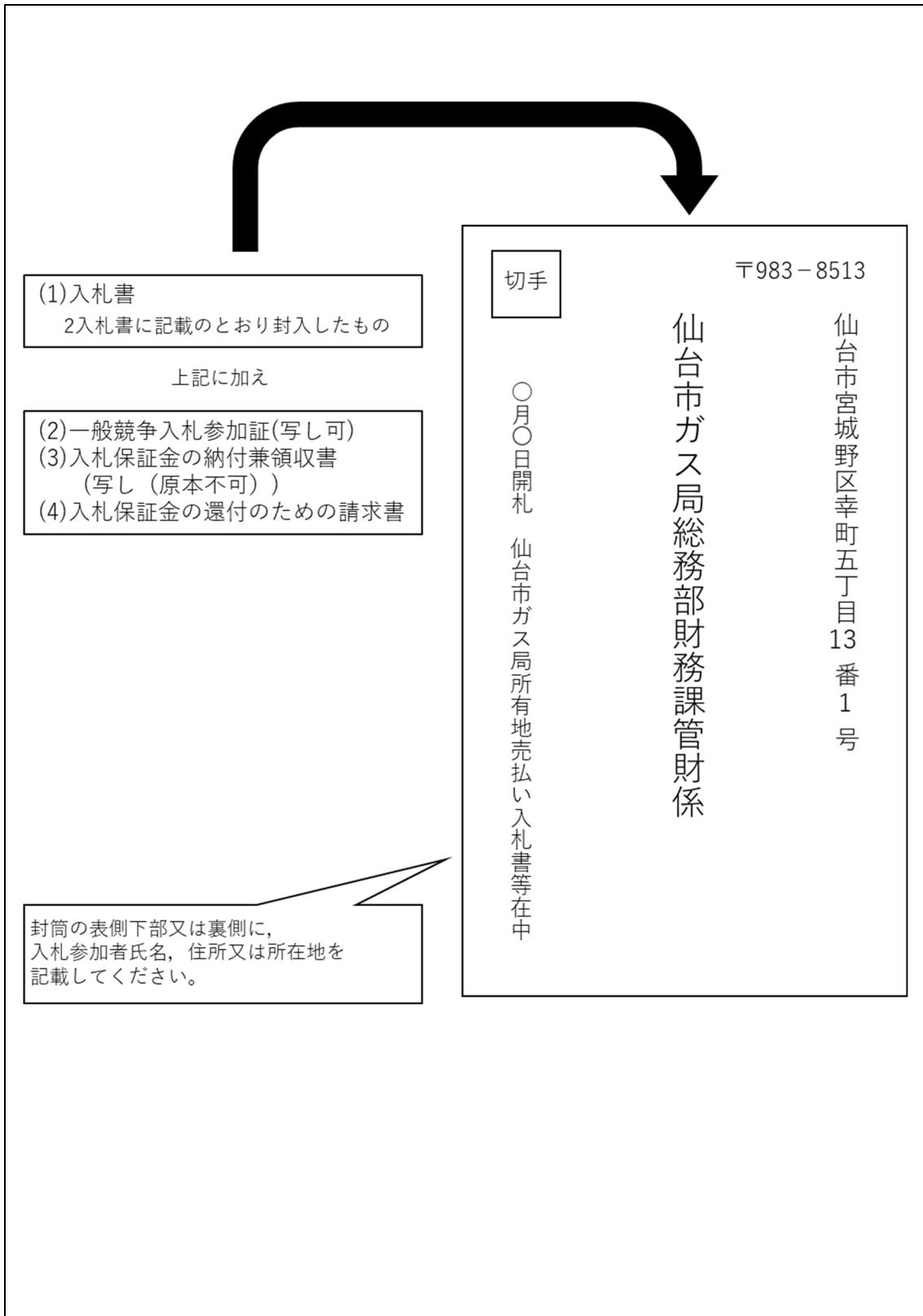
### 1 入札申し込み書類の封入



## 2 入札書



### 3 入札書等の封入



## 郵便入札におけるくじによる抽選方法

郵便入札において、開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上の場合、以下の方法により落札者等を決定する。

### 1. 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札参加者は、くじを行う場合に備えて入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の3桁の数字（000～999）を記入する。なお、入札書に「くじ番号」の記載がない場合等は、「999」として扱う。

入札書											
仙台市ガス局所有地（仙台市泉区鶴が丘三丁目33番2）売却											
仙台市ガス局所有地売却（一般競争入札（郵送方式））募集要領の内容を承知し、次のとおり入札します。											
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 円											
(注) 入札金額には¥マークを付して記載してください。											
令和 〇 月 〇 日											
仙台市ガス事業管理者 様											
法人（個人）名 _____											
入札者氏名 _____ 印 _____											
<table border="1"><tr><td>くじ番号</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> ※任意の3桁の数字を記入してください。 ※1マスに1つの数字（0～9）を記入してください。						くじ番号					
くじ番号											

●くじ番号  
・入札書の「くじ番号」欄に、任意の3桁の数字を記入する。  
※1マスでも記載のない場合や、1文字でも判別できない数字がある場合等は、「999」と見なします。

### 2. くじの手順

- (1) 同額入札者に、納入通知書兼領収書の左上に記載された通知書番号下2桁を小さいものから順に「抽選番号」(0, 1, 2...)を付与する。
- (2) 入札書に記載した「くじ番号」を合計し、その合計数を同額入札者数の数で除し、「余り」を算出する
- (3) 上記(1)で付与した「抽選番号」と、上記(2)で算出した「余り」の数が一致した入札参加者を落札（候補）者とする。

※「通知書番号」

納入通知書兼領収書の左上に記載されている数字7桁の整理番号のことです。  
「R \* \* (2桁) - \* \* \* \* \* (5桁)」

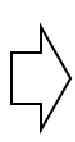
例) 入札参加者3者が同額入札の場合

(1)「抽選番号」を付与

入札者名	番号	下2桁	抽選番号
A	* * -09808	08	0
B	* * -09857	57	1
C	* * -09999	99	2

(2)「くじ番号」の和を求め、同額入札者数で除し「余り」を算出

入札者名	くじ番号
A	123
B	778
C	456


$$123 + 778 + 456 = 1357$$
$$1357 \div 3 = 452 \text{ (余り…1)}$$

(3)落札候補者の決定

入札者名	抽選番号	結果
A	0	
B	1	落札者
C	2	